

○国土交通省告示第八百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十六日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道常磐自動車道新設工事（福島県相馬市粟津字三斗蒔地内から同市小野字馬番沢地内まで、同市初野字払川地内から同市椎木字段ノ原地内まで、同県相馬郡新地町駒ヶ嶺字鴻ノ巣地内から同町駒ヶ嶺字赤柴地内まで、同町谷地小屋字南狼沢地内から同町大字真弓字原畑地内まで、同町大字福田字沢入地内から同町大字福田字舟輪沢地内まで、宮城県亘理郡山元町坂元字上小山地内から同町真庭字北鹿野地内まで、同町高瀬字西石山原地内から同町浅生原字上大沢地内まで及び同町山寺字谷原地内から同町小平字柳町地内まで）並びにこれに伴う町道及び普通河川付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 福島県相馬市粟津字三斗蒔、字源蔵田及び字石ホロ、小野字馬番沢、初野字払川、字羽黒、字内沢、字西原及び字猪倉、大坪字山田及び字兎田、大野台二丁目、大野台一丁目並びに椎木字内沢及び字段ノ原地内

福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字鴻ノ巣、字赤柴前及び字赤柴、谷地小屋字南狼沢、字五郎四郎、字北狼沢及び字大清水、大字真弓字原畑、大字福田字沢入、字小山田及び字舟輪沢地内

宮城県亘理郡山元町坂元字上小山、字瀬賀美一、字瀬賀美二、字荷駄場三、字荷駄場四、字上原、字影倉五、字影倉四、字影倉三及び字影倉二、真庭字新田、字鹿野及び字北鹿野、高瀬字西石山原、浅生原字上宮前、字原及び字上大沢、山寺字谷原、字日向及び字赤坂、鷲足字中筋、字南中江、字眞魚板橋並びに小平字須崎、字谷地及び字柳町地内

2 使用の部分 宮城県亘理郡山元町坂元字上小山、字瀬賀美一及び字瀬賀美二並びに鷲足字中筋、字南中江及び字眞魚板橋地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県相馬市粟津字愛ノ沢地内の相馬インターチェンジ（仮称）

から宮城県亘理郡山元町小平字柳町地内の山元インターチェンジまでの延長約23.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道常磐自動車道新設工事並びにこれに伴う町道及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道常磐自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道常磐自動車道（以下「本路線」という。）は、東京都練馬区を起点とし、柏市、水戸市、いわき市等を経て仙台市に至る延長約352kmの路線である。

本路線が通過する福島県相馬市から宮城県亘理郡山元町までの地域（以下「本件地域」という。）は、工業団地が複数立地しているほか、かれい漁等の水産業が盛んな地域であり、工業品や水産物を関東地方、東北地方等に出荷している。

本件地域における物流等は自動車輸送に依存しており、主要幹線道路である一般国道6号は、重要港湾、工業団地等の物流拠点を結ぶ物流路線として利用されているが、相馬市等の既成市街地を通過することから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうしており、また、平成23年3月11日に発生した

東北地方太平洋沖地震により通行止めになるなど、主要幹線道路としての機能の低下がみられる状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済である本路線の他の区間等と接続し、本件地域と仙台地域とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られ、地域産業及び地域経済の活性化に寄与するとともに、自然災害発生時等における一般国道6号等の代替機能を果たすことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福島県知事及び宮城県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、それぞれ平成8年11月に、大気質、騒音等に関する環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年4月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等の生息が確認されている。オオタカについては、古巣が確認されているが、計画路線から離れた箇所であること、周辺に同様の生息環境が広がっていることなどから影響は少ないと評価されているが、起業者は今後もモニタリング調査を継続することとしている。ハヤブサについては、営巣が確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広がっていることから影響は少ないと評価されている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているヒメハッカ等の生育が確認されているが、生育地は直接改変されないことなどから影響は少ないと評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が40箇所存在するが、このうち8箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る32箇所についても県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と仙台地域とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年12月13日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、都市計画決定された区域の範囲内において、土工量、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と仙台地域とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道6号等の代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、福島県知事を会長とする常磐自動車道建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福島県相馬市役所、同県相馬郡新地町役場及び宮城県亘理郡山元町役場